

公布した規則一覧

令和6年

公布 番号	規則名
87	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則
88	杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則
89	杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
90	杉並区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則
91	杉並区建築基準法施行細則の一部を改正する規則
92	杉並区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
93	杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月16日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第87号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表に規定する規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年杉並区規則第107号）の一部を次のように改正する。

第8条第7号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第47条第15項中「又は特例給付の支給」を「の支給」に、「（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）」を「の児童手当」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 第47条第15項の規定の適用については、当分の間、同項中「条例別表第2の31の項に規定する規則で定める児童手当」とあるのは「杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則（令和6年杉並区規則第88号）の規定により読み替えて適用される条例別表第2の31の項に規定する規則で定める児童手当又は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第12条の規定による改正前の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「旧児童手当法」という。）附則第2条第1項の給付（以下「旧特例給付」という。）」と、「（昭和46年法律第73号）第8条第1項の児童手当」とあるのは「第8条第1項（旧児童手当法附則第2条第4項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則を公布する。

令和6年10月16日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第88号

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置を定める規則

杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和6年杉並区条例第26号）による改正後の杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年杉並区条例第38号）第4条第1項及び第2項並びに別表第2の31の項の規定の適用については、当分の間、同項の右欄中「児童手当の」とあるのは、「児童手当又は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付の」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月16日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第89号

杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年杉並区規則第53号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第4項中「第14条第1項」を「第13条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月24日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第90号

杉並区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和53年杉並区規則第66号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同項第3号の2中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改め、同項第4号中「第44条第1項第3号」の次に「、第52条第6項第3号」を加え、同項第5号中「第55条第3項各号」を「第55条第3項若しくは第4項各号」に改め、「第57条の4第1項ただし書」の次に「、第58条第2項」を加え、「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同項第6号中「第58条」を「第58条第1項」に改め、同条第2項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。ただし、第5条第1項第4号、第5号及び第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

杉並区建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月24日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第91号

杉並区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

杉並区建築基準法施行細則（昭和40年杉並区規則第21号）の一部を次のように改正する。

第16条の3第1項第1号中「第18条第16項」を「第18条第20項」に、「第18条第19項」を「第18条第28項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

杉並区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月24日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第92号

杉並区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則
杉並区都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年杉並区規則第117号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第18条第14項」を「第18条第15項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。

杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月24日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第93号

杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

杉並区建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成28年杉並区規則第105号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号イ中「第18条第18項」を「第18条第22項」に改める。

第10条中「第18条第14項」を「第18条第15項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年11月1日から施行する。